

## VI 計画の推進

### 1 推進体制

- (1) 道では、平成28年3月に「行財政運営方針」を策定し、行政サービスの質の維持向上と、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図っていくこととしており、こうした方針のもとで、施策や事務事業のほか組織体制など業務全般においてスクラップ・アンド・ビルドによる見直しを徹底し、限られた行財政資源を最大限に活用しながら、農業・農村の振興に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- (2) また、多様化・高度化する行政ニーズや新たな政策課題に対応するため、庁内各部署との横断的な連携を図りながら、効率的で実効性のある施策を推進します。

### 2 市町村や関係団体などとの連携・協力

この計画の推進に当たっては、地域の活力を最大限に発揮する地域主権型社会の実現に向けて、市町村への事務・権限の移譲の推進などを踏まえ、農業者をはじめ道民の主体的な取組を基本に、市町村をはじめ農業団体や他産業関係者、消費者など役割分担を明確にし、連携・協力した取組を推進します。

### 3 進行管理

- (1) この計画に基づき、毎年度、実施した農業・農村の振興に関する施策については、条例に基づいて作成する年次報告により、道民に公表します。
- (2) また、この計画に基づき実施する施策については、政策重視・成果重視の視点に立って、毎年度、政策評価を実施し、その結果を踏まえ、見直しや改善などを行い、効果的・効率的に施策を推進します。